

煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期)

第 2 条 この要綱においてキャラクターとは、町が定めた基本デザイン(別図)とする。

(使用の許可申請)

第 3 条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん使用許可申請書(様式第 1 号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用許可等)

第 4 条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) その他町長が使用について不適當と認めたとき。

2 町長は、キャラクターの使用を許可するときは、煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん使用許可通知書(様式第 2 号)により、使用を許可しないときは煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん使用不許可通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定によるキャラクターの使用の許可(以下「キャラクターの使用許可」という。)をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(使用料)

第 5 条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 6 条 キャラクターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。

- (2) 町で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) キャラクターの使用に際し町が貸し出した物件を期限までに返還すること。
- (5) キャラクターの使用前に当該使用に係る物件(以下「使用対象物件」という。)の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

(使用許可の変更等)

第7条 使用者は、キャラクターの使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん使用許可変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めたときは、煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん変更使用許可通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 第4条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(使用許可の取消し等)

第8条 町長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用許可を取消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

(1) 第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段でキャラクターの使用許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定によるキャラクターの使用許可の取消しにより使用者に生じた損害については、町長はその責めを負わない。

3 第1項の規定によりキャラクターの使用許可を取消された者(以下「許可取消者」という。)は、当該使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 町長は、許可取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

(損害賠償)

第9条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

別図（第2条関係）



煙樹ヶ浜松林イメージキャラクター
まつりん & ぽっくりん

様式第1号（第3条関係）

煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん使用許可申請書

年 月 日

美浜町長 様

住所
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりんを下記のとおり使用
したいので申請します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用場所又は地域	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量	
有償又は無償の別	有償(売価 円) ・ 無償
担当者連絡先	
添付書類 ・ 企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等) ・ 申請者の概要、現況を示すもの ・ キャラクターを使用する事業の予算書 ・ その他()	

様式第2号（第4条関係）

煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん使用許可通知書

第 号
年 月 日

様

美浜町長



年 月 日付けで申請のありました煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりんの使用について、下記のとおり許可します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法	
使用場所又は地域	
使用期間	
使用数量	
有償又は無償の別	有償(売価 円) ・ 無償
許可の条件	

様式第3号（第4条関係）

煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん使用不許可通知書

第 号
年 月 日

様

美浜町長

印

年 月 日付けで申請のありました煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりんの使用について、下記の理由により許可できません。

記

理 由

様式第4号（第7条関係）

煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん使用許可変更申請書

年 月 日

美浜町長 様

住所
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更の理由		
変更内容	変更前	変更後
使用対象物件		
使用目的		
使用方法		
使用場所又は地域		
使用期間		
使用数量		
有償又は無償の別		

添付資料（変更が確認できる資料等）

様式第5号（第7条関係）

煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりん変更使用許可通知書

第 号
年 月 日

様

美浜町長

印

年 月 日付けで申請のありました煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりんの使用許可内容の変更について、下記のとおり変更を許可します。

記

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
使用対象物件		
使用目的		
使用方法		
使用場所又は地域		
使用期間		
使用数量		
有償又は無償の別		
許可の条件		

※ 使用に際しては、煙樹ヶ浜松林イメージキャラクターまつりん&ぼっくりんの使用に関する要綱の規定及び許可内容を遵守すること。